

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

資料2

平成28年度概算要求額:290百万円(前年度予算額:211百万円)

本事業は、実施主体(都道府県・指定都市・中核市等)の取組に対して、総事業費の1/3を上限として予算の範囲内で交付を行う補助事業である。

I 公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業

補助対象 : 都道府県・指定都市・中核市
支援対象 : 公立学校に在籍する帰国・外国人児童生徒等

現 状

- ・日本語指導が必要な児童生徒に対する支援の多様化
- ・初等中等段階からのグローバル人材の育成

課 題

- ・進路を見通した、個の実態に応じた日本語指導等
- ・少数在籍校や散在地域の受入れ・支援体制整備

事業実施項目(地域の実情に応じて組み合わせる)

日本語指導の充実

- (必須)*「日本語能力測定方法」の活用による児童生徒の日本語能力の把握
- (必須)*「特別の教育課程」による日本語指導の実施
- 日本語指導担当教員及び指導補助者への研修の実施
- 日本語指導のための教材の作成 ※但し、都道府県は*を必須項目としない

就学機会の確保

- 就学相談窓口の設置 ○就学ガイダンスの開催 ○就学状況の調査
- 関係機関と連携した就学案内(パンフレット等の作成・配付)

公立学校への円滑な受入れ

- 初期適応指導教室(プレクラス)の実施 ○日本語指導ができる支援員の派遣
- 児童生徒の母語が分かる支援員の派遣

指導・支援体制の整備

- センター校の設置、巡回指導の実施
- 学校種間連携モデル地域の設置 ○地域連携のための協議会の開催
- 少数在籍校又は散在地域の指導・支援体制の充実(コーディネーター配置等)

学力保障・進路指導

- 高校や大学、ハローワーク、企業等との連携による進路ガイダンスの開催
- 進路相談の充実(相談員の派遣等) ○教科補習のための支援員の派遣

各地域の取組の実践交流
担当指導主事等連絡協議会の開催、情報検索サイト「かすたねっと」への資料掲載等

公立学校における帰国・外国人児童生徒等の受入体制・支援体制づくりの推進

II 定住外国人の子供の就学促進事業

補助対象 : 都道府県・市区町村(教育委員会・首長部局)
支援対象 : 不就学の外国人の子供

現 状

- ・外国人集住地域やその他の地域において、不就学の定住外国人の子供が存在
- ・定住外国人の子供の不就学問題は、地域、生活・家庭環境、国籍・言語など多様な背景を有する

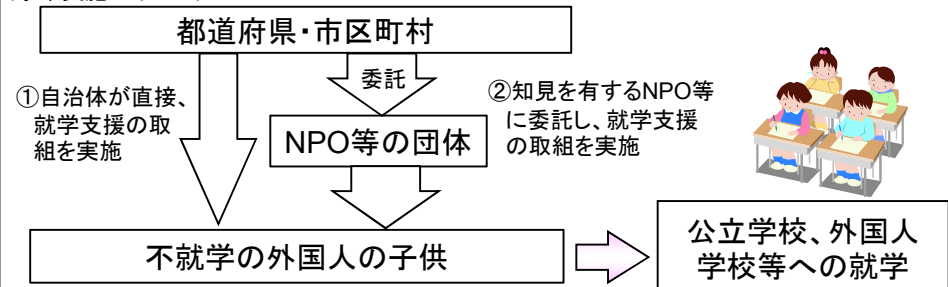
課 題

- ・学校への受入れに至らない子供に対する、地域の実情に応じた支援体制整備
- ・子供が適切な就学先を選択するためのコーディネートの実施

事業内容

- 目的: 不就学となっている外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を補助
- 取組(例): ・学校とのコーディネートを通じた就学の促進
・就学に必要な日本語指導、教科指導、母語指導等
・日本の生活・文化に適応するための地域社会との交流 等

(事業実施スキーム)



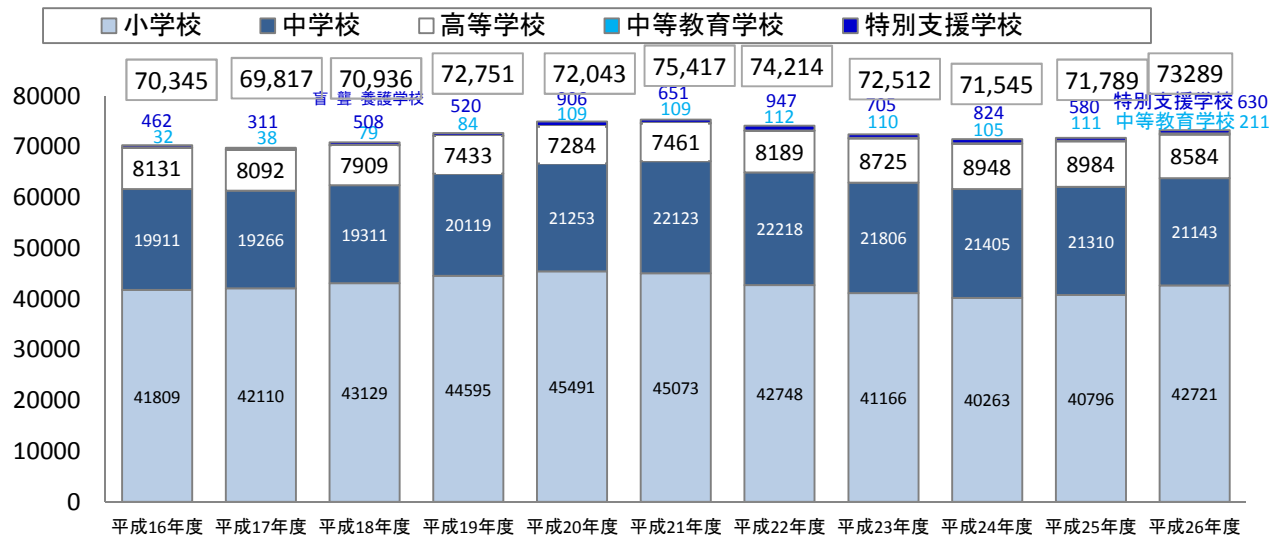
(参考)

- 「日系定住外国人施策の推進について」(平成26年3月31日 日系定住外国人施策推進会議)
「日系定住外国人施策の基本的な考え方」において示されている「日本語能力が不十分である者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにする」ことを、継続して、日系定住外国人施策の基本的な考え方とする。(中略)このための施策を国の責任として講じていくこととし、地方自治体と連携しながら、これまでの関連施策の成果も活用しつつ、必要な施策を推進することとする。この場合、NPOなどの支援団体とも連携を図ることが重要である。
- 「多文化共生社会の推進に関する提言」(平成26年8月 多文化共生推進協議会)
外国人住民の多国籍化や散在化といった地域課題に対応し、自治体やNPOとの連携も視野に入れた、持続可能な新たな仕組みを検討し、円滑な就学への支援事業を実施すること。

学校外における不就学の外国人の子供の就学支援体制の整備

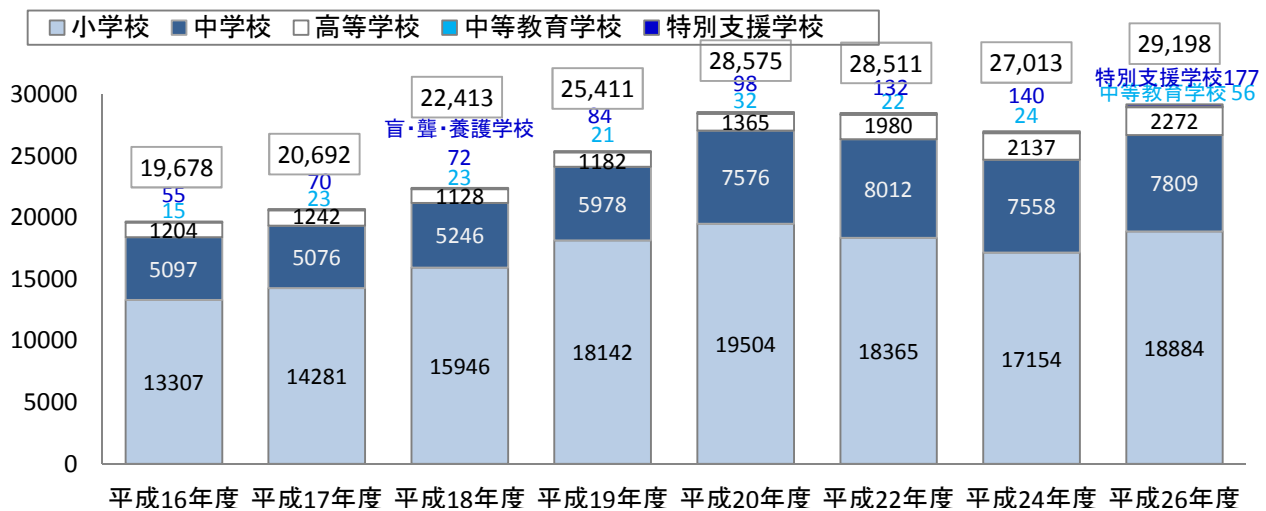
公立学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒数の推移

○(参考)公立学校に在籍する外国人児童生徒数

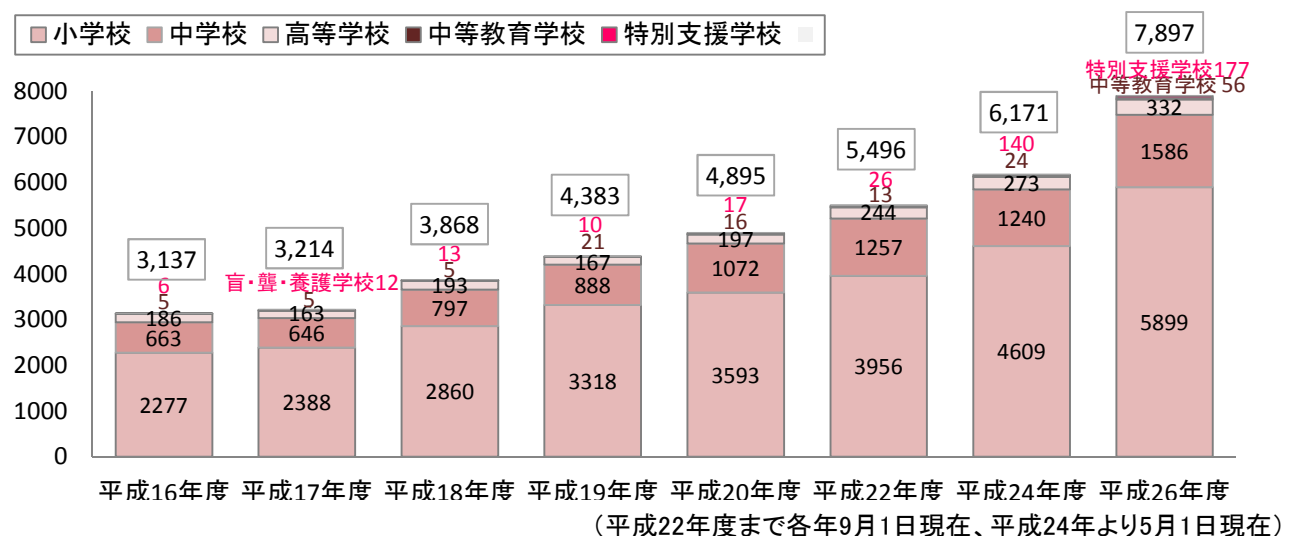


(各年5月1日現在) 出典: 文部科学「学校基本調査」

○日本語指導が必要な外国人児童生徒数



○日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数



(平成22年度まで各年9月1日現在、平成24年より5月1日現在)

※「日本語指導が必要な児童生徒」とは、「日本語で日常会話が十分できない児童生徒」及び「日常会話ができて、学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」を指す。

※「日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒」とは、帰国児童生徒のほか、本人が重国籍又は保護者の一人が外国籍である等の理由から、日本語以外の言語を家庭内で使用しており、日本語の能力が十分でない児童生徒が含まれる。